

令和3年3月31日

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を作ることにより、社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現できるよう以下の行動計画を策定する。

<計画内容>

1、計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2、内 容

目標1 採用した労働者に占める女性労働者（正社員）の割合を、男性と同等（50%）とする。

(取組)

労働者の性別にかかわらず雇用や雇用機会の確保、特に女性労働者の管理職の割合の増加も合わせて推進。

育児・介護等の理由で退職した者に対し、本人の希望により可能な限り再雇用を実施する。

目標2 男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績を全体の20%とする。

(取組)

多様な働き方を推進、短時間勤務や一部在宅勤務等、時間や場所にとらわれない働き方を検討、推進する。

短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現に向けての制度を検討し、規則や規程の整備を実施。

育児・介護だけではなく時短勤務や時差出勤を推進し、特にテレワークの実施については会社からの補助制度も検討し、現状の実績以上の維持に努める。

目標3 交流機会の促進

(取組)

希望があれば女性同士の他業種、他企業との交流機会には、積極的に参加させる。

以上